

国民年金のお知らせ

市民課
国民年金グループ
☎861-6901

国民年金保険料が払えない。免除制度をご利用下さい。
そんなときは…

平成23年度 国民年金保険料 申請免除・若年者納付猶予の受付が始まります。

7月1日から受付開始

「最近仕事をやめました。納めたいけど、今は難しい。」
「夫婦2人の保険料を納めるのは難しい。何か良い方法はないかな？」



「学校を卒業したけど、仕事についていないんだ。収入少ないしこれ以上親に迷惑かけられないよ」
「以前免除申請したら、世帯主の所得が高いから免除できないって…」



「今学生で、収入が無いから納められないわ」



自分にあつた免除制度を調べる次のページをご覧ください

何もせず放置(未納)すると

保険料が納められないからといって、そのままにいませんか？

未納のまま放っておくと、いざというときに年金が受けられなくなってしまいます。保険料を納めない期間でも「免除」と「未納」では大きく異なります。あなたの年金を守るためにも、免除制度を利用しましょう。

保険料の未納が続くと、年金が受けられなくなる場合があります。

こんなに違う、未納と免除

	免除	若年者納付猶予／学生納付特例	未納
老後のための 老齢基礎年金 の老後の年金額に	△ 減額されるが計算される	× 計算されない	× 計算されない
の受給資格期間 (25年) に	○ 算入される	○ 算入される	× 算入されない
もしもの時の 障害基礎年金 遺族基礎年金 の納付要件期間に	○ 算入される	○ 算入される	× 算入されない

★保険料を納められない人は、免除申請をしましょう 給付については国民年金のお知らせ4ページへ★

東日本大震災により被災されたみなさまへ

被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

国民年金保険料の免除についてのお知らせ

- ①被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方や、福島第一原子力発電所の事故により、避難指示や屋内退避の指示を受けた市町村(対象市町村が指定されています。)に平成23年3月11日時点で住所を有していた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。
- ②平成23年6月分までの免除の申請は、平成23年8月1日までです。
(※なお、7月分以降につきましては、改めて申請が必要です。)
- ③免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続き、または年金のお支払いなどについては、下記あてお問い合わせください。

被災者専用フリーダイヤル ☎0120-707-118 那覇年金事務所 ☎855-1122 那覇市国民年金グループ ☎861-6901

失業や経済的理由などで、保険料の納付が困難な人は → 免除制度

収入の減少、失業や自営業の休・廃止、被災などの理由により保険料を納めることが難しい場合は、2つの免除制度があります。

いろいろな免除があるのね！



1. 法定免除…届け出ると免除になる人

対象となる人…生活保護法の生活扶助を受けている人、障害年金(1級・2級)を受けている人など

2. 申請免除…申請して認められると免除になる人(全額免除・一部免除があります)

■対象となる人

- 前年所得(収入)のない人、又は少ない人
(右の「所得の目安」を参照)
- 障がい者又は寡婦で、前年所得が125万円以下の人
- 退職(失業)や自営業の休止・廃止、天災などの理由で納付が困難な人→「特例免除」といいます。

【所得の目安】

所得ベース・概算 ()は給与ベース

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
4人世帯 (夫婦、子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※金額は目安であり、家族構成・扶養・控除状況により異なります。

■所得審査の対象となる人

本人と配偶者、世帯主のそれぞれ3人の所得で判定します。

免除の種類 ※上記の【所得の目安】を参照にしてください。

■全額免除 保険料の全額(15,020円)が免除になります。

■一部免除 4分の3免除→保険料の4分の3が免除 納付すべき保険料(残り4分の1…3,760円)
半額免除→保険料の半額が免除 納付すべき保険料(残り半額…7,510円)
4分の1免除→保険料の4分の1が免除 納付すべき保険料(残り4分の3…11,270円)

❗一部免除の場合、「納付すべき保険料」を2年以内に納付しなければ、免除ならず、未納となりますので、ご注意ください。

将来の老齢基礎年金の計算

○平成20年度分までの免除期間について

$$788,900円 \times \frac{\text{納付済月数} + \left(\frac{\text{全額免除}}{\text{月数}} \times \frac{1}{3}\right) + \left(\frac{3/4免除}{\text{月数}} \times \frac{1}{2}\right) + \left(\frac{\text{半額免除}}{\text{月数}} \times \frac{2}{3}\right) + \left(\frac{1/4免除}{\text{月数}} \times \frac{5}{6}\right)}{480\text{月}(40\text{年})}$$

○平成21年度分から(免除が年金額に反映する割合が増えました!)

$$788,900円 \times \frac{\text{納付済月数} + \left(\frac{\text{全額免除}}{\text{月数}} \times \frac{1}{2}\right) + \left(\frac{3/4免除}{\text{月数}} \times \frac{5}{8}\right) + \left(\frac{\text{半額免除}}{\text{月数}} \times \frac{3}{4}\right) + \left(\frac{1/4免除}{\text{月数}} \times \frac{7}{8}\right)}{480\text{月}(40\text{年})}$$

退職(失業)や休廃業などで納付が困難な方へ ~特例免除について~

申請する年度又は前年度において、免除申請する本人、配偶者や世帯主について退職(失業)などの事実がある場合は、特例免除の対象となります。

退職(失業)や休廃業などによる特例免除は、通常であれば所得審査の対象となる本人・配偶者・世帯主のうち退職(失業)や休廃業などがあつた方の所得を除外して審査を行い、認められると保険料納付が免除されるものです。(本人、配偶者、世帯主のうち退職などが無い方について、一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。)

助かるなあ



収入の少ない若い人は → 若年者納付猶予

若年者納付猶予では、30歳未満であれば、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得で判定し、納付を10年間猶予し、その間に納付(追納)することができます。

■対象となる人 → 前年所得の少ない30歳未満(20歳代)の人

■所得の目安 → 単身の場合**57万円**(給与収入ベースで122万円)

■所得審査の対象となる人 → 本人と配偶者の2人で判定します。

なるほどね、そうなんだ



学生で収入がない人は → 学生納付特例制度

本人の所得が一定額以下の学生の場合、在学期間中の保険料を猶予し、10年以内に納付(追納)できる学生納付特例制度があります。

■対象となる人 → 大学・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校(修業期間が1年以上の過程)に在学する学生(夜間・定時制・通信課程を含みます)

■所得の目安 → 本人の所得が**118万円**(給与収入で194万円) ※扶養控除なし、保険料控除なしの場合

■所得審査の対象となる人 → 本人一人で判定します。

もしものときも安心ね



※法定免除・申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例は、第2号被保険者(厚生年金、共済組合加入者)、第3号被保険者(第2号被保険者の配偶者)、任意加入被保険者の方は対象になりません。

申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例の手続きについて

免除(全額免除・一部免除)、若年者納付猶予の申請受付

平成23年度の免除・若年者納付猶予の申請は、7月1日から受付が始まります。

対象となる期間:平成23年7月から平成24年6月末まで

7月から8月末日までに手続きすることをおすすめします。

- 申請が遅れても、7月にさかのぼって免除・若年者納付猶予は受けられます。しかし、もしものときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が受けられなくなる場合がありますので、8月末日までに申請することをおすすめします。

手続きに必要なものは？

免除は所得で判定しますので、所得が申告されていることが必要です。

- 年金番号がわかるもの(年金手帳・納付書等)
- 印鑑(認め印○)

本人・配偶者・世帯主に次の条件に該当する人がいる場合

- 平成22年3月31日から申請日までの間に仕事をやめた方
離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。
- 平成23年1月1日現在、那覇市以外の市町村にお住まいであった方
平成23年度所得証明書(全項目記載があるもの)が必要です。

(平成23年1月1日現在に住所のあった市町村に請求してください)

- 前年度に「全額免除又は若年者納付猶予の継続申請」が認められている方は、年金事務所から、継続審査の結果が通知されます。

※7月中は、平成22年度の免除・若年者納付猶予の申請(対象期間 平成22年7月から平成23年6月まで)もできます。免除・若年者納付猶予を希望される方は、8月1日までに申請してください。



学生納付特例制度

平成23年度(対象となる期間)
平成23年4月から24年3月まで

まだの学生さんは早めに
申請してください!!

4月1日から受付中

- 申請が遅れた場合、もしものときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が受けられなくなる場合がありますので、できるだけ早めに申請してください。
- 毎年申請手続きが必要です。昨年申請した人も忘れずに申請して下さい。来年は4月から5月末までに申請することをおすすめします。

手続きに必要なものは？

- 学生証(有効期限内のもの)または在学証明書(平成23年4月1日以降発行のもの)
- 年金番号がわかるもの(年金手帳・納付書等)
- 印鑑(認め印○)
- 大学・短期大学・高等学校・専門学校以外の各種学校の場合に、修業年限が1年以上である証明書が必要になることがあります。

所得のある学生で、次の条件に該当する場合

- 平成22年3月31日から申請日までの間に仕事をやめた方
離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。
 - 平成23年1月1日現在、那覇市以外の市町村にお住まいであった方
平成23年度所得証明書(全項目記載のあるもの)が必要です。
- (平成23年1月1日現在に住所のあった市町村に請求してください)

受付場所…那覇市役所仮庁舎2階(国民年金窓口)

支所・市民サービスセンター
では受付できません。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)。混雑が予想されますので、4時45分までにお越しください。

免除などで減額された年金額を満額に近づけるために…追納について



- 免除や若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。
- そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納める(追納)ができるようになっています。ただし、すでに老齢基礎年金を受けている方は、追納することはできません。

- ❗免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意ください。

あなたの人生を支える国民年金

免除などを受けた期間は、年金の給付に結びつきません

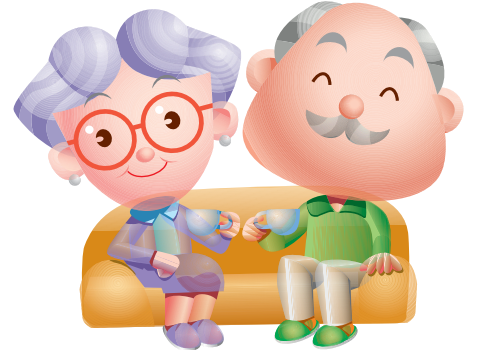
1. 老後の安心 老齢基礎年金

老齢基礎年金は原則として65歳から受給する年金ですが、老齢基礎年金を受けるには基本的に20歳から60歳までの40年間に**25年以上の受給資格期間**が必要です。免除や若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、この25年の受給資格期間に算入されません。

■老齢基礎年金の額(平成23年度)78万8,900円

上の年金額は、20歳から60歳までの40年間すべての期間の保険料を納めた場合の年金額(満額)です。保険料免除や未納がある場合は、その期間に応じて減額されます。

- ※60歳までに25年の受給資格期間に満たない場合、70歳まで国民年金に任意加入し、受給資格期間である25年に達するまで保険料を納付することができます。
- ※すでに受給資格期間を満たしているが、全額納付期間が40年に足りない人で年金額を増やしたい人は、65歳まで任意加入し保険料を納付することができます。



年金額の計算例(60歳時点)

加入40年	
保険料納付24年	未納16年

→ **年金はもらえません。**(受給資格期間の25年を満たしていないため)
(但し、60歳から70歳までの間に1年間納付すれば、25年に達し、受給できることになります。)

加入40年		
保険料納付24年	全額免除10年	半額免除6年

→ 納付期間24年、免除期間16年で、受給資格期間の25年以上。年金はもらえる。
(免除期間について追納すれば、年金額は増加。又、65歳までの間、任意に加入し、納付すれば年金額は増加。)

$$788,900円 \times \frac{24年 + (10年 \times 1/3) + (6年 \times 2/3)}{40年} = 618,000円$$

(免除期間は平成20年度までとして計算)

- ※免除の種類によって、老齢基礎年金に反映される年金額は異なります。(詳しくは、2ページ中段の「将来の老齢基礎年金の計算」参照)
- ※若年者納付猶予や学生納付特例期間は、受給資格期間には算入されますが、老齢基礎年金額の計算には反映されません。

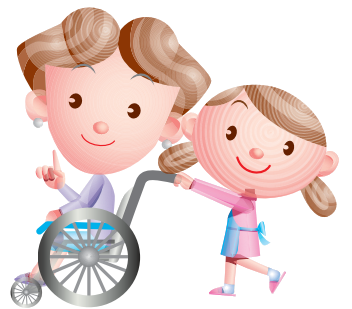
2. 病気やけがで障がいが残ったら 障害基礎年金

障害基礎年金は①国民年金加入中又は60歳から65歳未満の期間に初診日のある病気やけがが原因で、②国民年金法で定める障がいの状態(1級又は2級)になったときに、③一定の納付要件がある場合に支給される年金です。

※初診日とは、障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日のことです。

! 20歳前に初診日のある場合は納付要件は不要です。

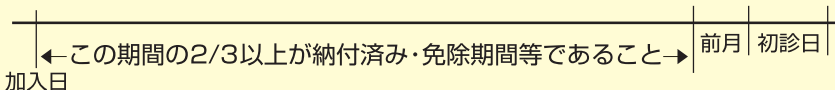
※20歳前に初診日のある病気やけがが原因で1級又は2級の障がいになったときも障害基礎年金の支給の対象になりますが、その場合、納付要件は不要です。



★一定の納付要件とは、次の(1)、(2)の2つの要件のうち、**いずれか1つ**が満たされていれば、納付要件はありとされます。
免除期間や若年者納付猶予期間、学生納付特例期間はこの納付要件の期間に算入されます。

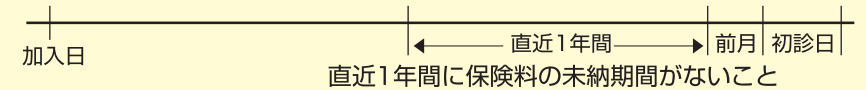
(1) 2/3要件

初診日の前日において、初診日の前々月までに**保険料を納めた期間**と**免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間**を合計した期間が加入期間の3分の2以上あること。



(2) 直近の1年間要件

初診日の前日において、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。(例えば、直近1年間に、**保険料を納めた期間**や**免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間**であること。)



■障害基礎年金の額(平成23年度) 1級障害98万6,100円 2級障害78万8,900円

- ※受給者に生計を維持されている子がいれば、1人につき227,000円(但し3人目以降は1人につき75,600円)の額が加算されます。
- ※ここで子とは、18歳になる年度の末日までの子か、20歳未満で1級、2級の障がいのある子のことです。

3. 大事な働き手を亡くしたとき 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金加入中、又は加入していた人で、60歳から65歳未満の人(いずれも一定の納付要件が必要)、又は老齢基礎年金の受給資格又は受給権がある人が亡くなったときに、子のいる妻、又は子に支給されます。

※ここで子とは、18歳になる年度の末日までの子か、20歳未満で1級、2級の障がいのある子のことです。

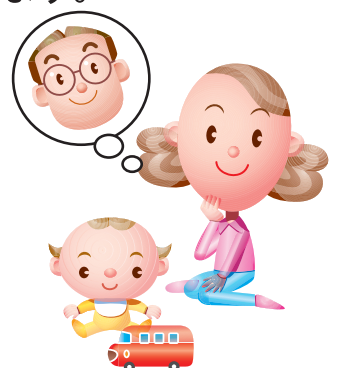
④一定の納付要件とは、上記の障害基礎年金の場合と同じく、2/3要件と直近1年間要件の2つの要件があり、この2つのうち、**いずれか1つ**が満たされていれば、納付要件は有りとなります。

※上記の障害基礎年金で説明した(1)2/3要件、(2)直近の1年間要件についての文中、「初診日」を「亡くなった日」と読み替えてください。

■遺族基礎年金の額(平成23年度)

妻が受ける場合		子が受ける場合	
子が1人いる妻	101万5,900円	子が1人のとき	78万8,900円
子が2人いる妻	124万2,900円	子が2人のとき	101万5,900円

子が3人以上いる場合は、1人につき年額75,600円が加算されます。



※くわしくは那覇市市民課国民年金グループにてご相談ください。(電話直通 ☎861-6901)